

- ・ 高圧ガス保安協会認定検査事業者C種検査員証交付者又はD種検査員証交付者
- ・ (社)日本非破壊検査協会 (NDI) 認定
非破壊検査技術者検査2種 (MT & PT) 又は検査3種 (MT & PT)

(7) 評価確認者

評価対象事業者からの開放検査周期延長の申請に基づき、申請内容及び考慮すべき事項の評価・確認を実施する、評価対象事業所を管轄する都道府県知事。

(8) 受託評価実施者

都道府県知事が開放検査周期延長の申請に基づき評価を実施する場合に、都道府県知事が適切と認めて確認に係る評価を委託した者。(高圧ガス保安協会・指定保安検査機関)

(9) 現地で耐圧部にかかる溶接施工を要しないポンプ及び圧縮機

ポンプ及び圧縮機本体は製造工場にて製作され、設置された現地において組立・溶接等を実施していないもの。

(10) 軽微な補修

液石則別表第3第1項第17号ただし書きにて規定される「グラインダー加工等で措置できる軽微なもの。」の内、グラインダー加工の補修のみとする。

4. 評価確認の要件

4. 1 評価対象設備 (周期延長確認対象ポンプ及び圧縮機)

評価対象設備はポンプ及び圧縮機1基毎であって、次の各要件を満足するものとする。

- ① 評価対象事業者の事業所に設置されたもの
- ② 現地で耐圧部にかかる溶接施工を要しないもの
- ③ 平成13年3月26日以降において、告示第18条に規定する「耐圧試験の適用除外の期間」に基づき、通常の周期で開放検査を実施しているもの
(参考) 通常の開放検査周期は表5-5参照
- ④ 設置後、割れが発生したことがないもの
- ⑤ 前回の開放検査以後、検査を行った場合には、当該検査により異常のないことが確認されたもの
(直近の2回の開放検査において、溶接補修等を要する欠陥がないもの)

4. 2 事業者評価者

評価対象事業者は、下記の要件を満足する担当責任者 (事業者評価者) を1名以上

選任し、周期延長を行うポンプ及び圧縮機の開放検査結果の評価及び維持・管理の体制・方法の評価、並びに周期延長の申請等を実施させなければならない。

- ①評価対象事業者における検査関連部署に所属している者
- ②次のいずれか一つの資格を保有している者
 - ・甲種機械製造保安責任者免状交付者
 - ・甲種化学製造保安責任者免状交付者
 - ・乙種機械製造保安責任者免状交付者
 - ・高圧ガス保安協会認定検査事業者C種検査員証交付者又はD種検査員証交付者
 - ・(社)日本非破壊検査協会(NDI)認定
非破壊検査技術者検査2種(MT&PT)又は検査3種(MT&PT)

4. 3 受託評価実施者

開放検査周期延長の申請をする場合において、評価確認者が認める場合は、次のいずれかの受託評価実施者に申請に係る評価を委託することができる。

- ①高圧ガス保安協会が保安検査を実施した場合……高圧ガス保安協会
- ②指定保安検査機関が保安検査を実施した場合……指定保安検査機関

4. 4 開放検査周期延長可能期間

開放検査周期の延長は、3回目以降の開放検査において告示第18条に規定する延長要件に適合すれば表5-5のと通りの周期延長が可能とする。

5. 評価に必要となる体制及び基準類

5. 1 体制及び基準類

LPガスのポンプ及び圧縮機の開放検査周期延長に関する評価に必要となる体制及び基準類は、以下のとおりである。

なお、管理体制、基準類については、表5-2「LPガスのポンプ及び圧縮機の評価項目・基準・内容一覧表」を参考として、管理状況の確認を行うことが望ましい。

(1)保安管理基準類

各事業者は、図5-1に示す保安管理規程体系(例)を参考に実状に応じた保安管理基準類を作成・整備する必要がある。

なお、告示に定める基準類は以下のとおりである。

- ①開放検査に係る方法及び基準
- ②補修に係る方法及び基準(グラインダーで欠陥を削り取る程度の場合のみとする。
製造後に溶接修理が行われたものは、周期延長対象外とする。)